

所得税「定額減税」の年末調整実務セミナー

令和6年度税制改正大綱に沿った国税の法改正により、令和6年6月から「定額減税制度」が実施されました。この制度は本年6月1日以降に支払う給与等に対する源泉所得額から定額減税額を控除する「月次減税事務」と年末調整の際に精算する「年末減税事務」の2段階で行われます。

今回は、定額減税の概要や年末調整に向けた事務処理の方法等について、分かりやすく解説します。

中小・小規模事業者の経営者、経理担当者、税務に関わる方にとって重要な内容となりますので、この機会にぜひご参加ください。

日 時 令和6年11月14日（木）

14:00 ~ 16:00

会 場 上三川町商工会館2階中会議室

受講料 無 料（会員・非会員問わず）

対象者 中小企業・小規模企業者

内 容 1. 定額減税の概要

2. 給与支払者の事務とあらまし

3. 年調減税事務の手順

対象者の確認、年調減税額の計算、年調減税額の控除

4. 源泉徴収票への表示

年末調整済みの源泉徴収票、年末調整を行っていない源泉徴収票

主 催 上三川町商工会 （ TEL 0285-56-2206 ）



講 師 山根孝幸税理士事務所
税理士 山根 孝幸 氏

『所得税「定額減税」の年末調整実務セミナー』申込書

【上三川町商工会 行き FAX 0285-56-0711】

事業所名		
連絡先	TEL	FAX
参加者氏名 (複数可)		

※本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、本セミナー以外の目的では利用いたしません。